# 令和8年度
# 日野市専門家派遣事業補助金募集要領

## 1. 事業内容

課題解決を目指す市内中小企業者及び商工団体を支援するため、市内中小企業者が直面する課題の解決や、団体への専門的アドバイスに対して、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」）の専門家派遣を受ける際に要する経費の一部を補助します。

## 2. 補助対象期間

**補助金交付決定日から令和9年2月28日まで**

## 3. 補助額

10,000円／1回　※専門家派遣は1社最大8回まで

## 4. 補助対象事業

公社の実施する専門家派遣事業

**支援内容の例**

・新分野進出に際して助言を受けたい。
・生産性向上のために社内のIT化を進めたい。
・就業規則や賃金規定を見直す必要がある。
・店舗、商品、ロゴ等デザインを検討したい。
・経営改善計画の作成とフォローアップ支援を受けたい。　　etc.

※派遣する専門家は、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、技術士、ITコーディネータ等の資格者で、診断・助言の実績のある方です。

## 5. 補助対象費用

公社の実施する専門家派遣にかかる費用のうち、1回当たり1万円を補助します（交通費実費分を除く）。なお、費用については、派遣予定回数分を全額公社に前払いしていただき、派遣終了後、事業者からの請求に基づき支払います。

## 6. 申請資格

下記の①～③の全ての要件を満たしており、（1）若しくは（2）に該当すること

① 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
② 補助事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
③ 「日野市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者等、市が公的資金の助成先として

社会通念上適切ではないと判断するものでないこと。

(1)市内に事業所等を有する中小企業基本法第2条に規定する**中小企業者**※であり、 市税の納税義務者であって、補助金の交付申請時に納期の過ぎている市税を滞納していないこと。

※【中小企業基本法第2条に規定する中小企業者】

| 業　種 | 資本金及び従業員 |
|---|---|
| 製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他 | 3億円以下、又は300人以下 |
| 卸 売 業 | 1億円以下、又は100人以下 |
| サ ー ビ ス 業 | 5千万円以下、又は100人以下 |
| 小 売 業 | 5千万円以下、又は50人以下 |

(2)中小企業者によって組織された商店会、組合、交流団体等の**商工団体**。

## 7. 申請から支払いまでの流れ

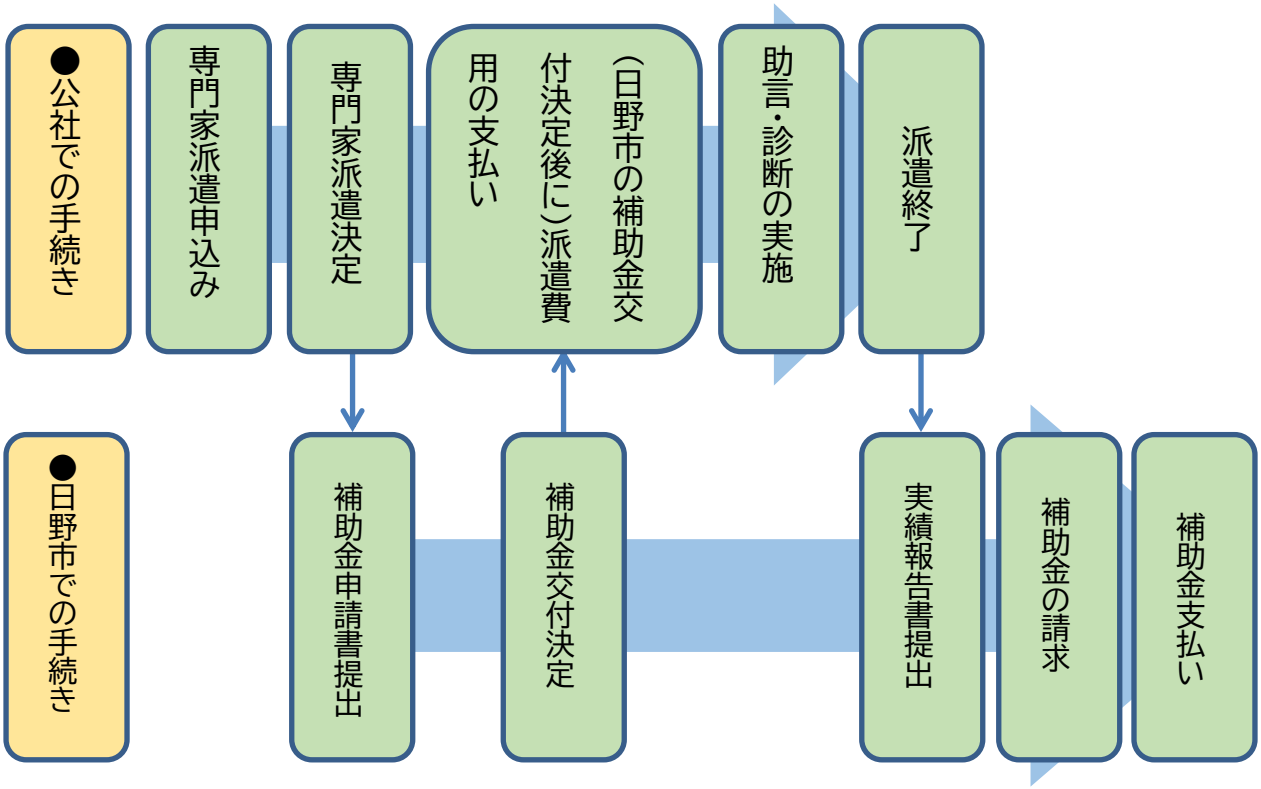

## 8. 申請

(1)申請期間

**令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)17時00分まで(厳守)**

(2)提出書類

① 補助金交付申請書(第1号様式)
② 専門家派遣事業の利用申し込みをしたことが確認できるもの
③ 公社が交付した専門家派遣事業に係る派遣決定通知書兼請求書の写し
④ (法人の場合)納期の到来している最新年度の法人市民税の納税証明書(写し可)
⑤ (個人の場合)令和7年度市民税の納税証明書(写し可)
⑥ 会社案内、パンフレット等

(3)提出場所

日野市産業スポーツ部産業振興課(市役所本庁舎3階)
所在地:〒191-8686 日野市神明1－12－1

(4)提出方法

申請期間内に提出書類一式を郵送若しくは持参してください。

(5)募集件数

**先着順**で**予算の範囲内**とします。

(6)留意事項

・提出された申込書及び関係書類は、返却しません。
・申請書を提出後、申請内容を確認するため、追加書類の提出及び説明を求める場合があります。また、別途申請内容の確認に関する書類の提出をお願いする場合があります。

## 9. 審査

(1)審査方法

提出書類に基づき、**資格審査及び申請書類の内容について総合的に審査**します。

(2)審査結果について

補助対象事業の採択を受けた申請者には、補助金交付決定通知書をもってお知らせします。

(3)交付決定について

・交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付す場合があります。

・補助対象事業に採択された場合、企業名や代表者名、事業概要や補助金額等について公開する場合があります。
・補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件により補助対象事業の実施が困難であると判断し、申請を取り下げようとする場合は、交付決定を受けた日から7日以内に市長へ取下げを申請する必要がありますので、事前に産業振興課へご連絡ください。
・補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた時、補助金を他の用途に使用した場合等においては、補助金交付の全部又は一部を取り消すことがあり、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、返還を求める場合があります。

(4)交付決定額について

・交付申請額と補助金交付決定額が異なる場合があります。
・交付決定額は、補助金の上限を示すものであり、事業完了及び実績報告書等による検査後に補助金の額が確定します。(交付決定額から減額されることがあります)

## 10. 助成事業を実施するための注意事項

(1)職員等による訪問調査

市職員及びそれに準ずるものが、補助対象期間中及び補助対象期間終了後に訪問し、調査を行うことがあります。

(2)申請内容の変更・廃止

交付決定を受けた後、申請内容から著しく変更しようとする場合、若しくは事業を廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。

(3)事業の遅延

補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び状況を書面により市長へ報告し、指示を受ける必要があります。

(4)交付決定の取り消し

補助事業者が不正(申請資格に該当しない事実が判明する等)をした場合や、補助金交付の決定内容やそれに付した条件に適合しない場合は、是正のための措置を求めるとともに、交付決定の全部又は一部の取り消し、さらには返還を求めることがあります。

(5)支払い方法

専門家派遣事業に係る費用の支払いは、公社の指定する支払方法に準じます。

(6)支払いの確認

実績報告においては、公社への支払いがわかる書類(領収書若しくは振込控)を提出してください。

なお、インターネットで振込を行った場合は、通帳又は当座勘定照合表等、決済されたことが事後に確認できる書類も併せて提出してください。

(7)経理関係書類の保管

補助事業に係る経理関係書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間は保管してください。

(8)事業の責任

本事業によって生じた事故や損害等については、市は一切の責任を負いません。また、事業者の不正や法令違反によって生じた損害については、その責は事業者に帰します。

## 11. 個人情報の取り扱いについて

個人情報は、日野市個人情報保護法施行条例に基づき管理します。

## 12. お問い合わせ

日野市 産業スポーツ部 産業振興課 ものづくり推進係
電 話 042-514-8442(直通)
FAX 042-581-2516
Mail sangyo@city.hino.lg.jp